

春の生活排水路清掃と 汚泥回収のお知らせ

良好な生活環境を守るため各地区で生活排水路清掃が実施されます。ご自宅や事業所、管理する土地周辺の側溝や排水路の清掃活動にご協力をお願いします。各地区で排出された汚泥は、翌日に町が回収します。

雨天時など、実施の詳細についてはお住まいの地区にお問い合わせください。なお、警報級の災害等が予想される場合は、町から中止のアナウンスをします。

▼**汚泥排出日** 4月19日(日)(予備日なし)

※汚泥回収は翌日20日(月)に実施します。

※開始時間は地区によって異なります。

▼**汚泥集積場所** 各地区で決められた場所

▼**回収するもの**

・側溝・排水路の汚泥、側溝、排水路周辺の雑草

※処分方法が異なるため、家庭ごみは出さないでください。

▼**問合せ** 住民課環境保全グループ
☎28・0916



国民年金保険料の お知らせ

令和8年度の保険料は月額17,920円です。

納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード払いから選択できます。▽納付書の場合は銀行、農協、信用金庫等の他にコンビニエンスストアで納付ができます。

▽口座振替の場合は、金融機関等で手続を行なってください。なお、口座振替で毎月の保険料を納める場合、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。

▽クレジットカード支払いの場合は、年金手帳、クレジットカードを持参の上、年金事務所において手続を行なってください。

口座振替・クレジットカードの引き落とし時期は、金融機関・クレジットカード会社によって異なりますので事前に各会社へご確認をお願いします。

▼**問合せ** 名古屋西年金事務所

☎052・524・6855

豊山町住民課住民・年金グループ
☎28・0966

国民年金学生納付 特例制度

学生の方で国民年金保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例の申請ができます。申請が承認された場合は、保険料の納付が猶予されます。また、申請年度から10年間は追納できません。ただし、所得制限があるため、承認されない場合もあります。

令和7年度に学生納付特例を承認された方で、今年度も同じ学校に在籍する方には、4月初旬から順次日本年金機構より、「学生納付特例申請書(ハガキ)」が郵送されます。必要事項を記入し返送することにより学生納付特例の申請ができます。

▼**窓口申請で必要なもの**

・マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー記載の住民票)

・本人確認書類

・学生証もしくは学生証の写し(両面)
代理人が申請される場合は、委任状、代理人と被保険者の本人確認書類も必要になります。

▼**問合せ**

名古屋西年金事務所

☎052・524・6855

豊山町住民課住民・年金グループ
☎28・0966

住宅用火災警報器の設置 状況調査と取付支援 のご案内

西春日井広域事務組合消防本部では、町内の住宅用火災警報器の設置状況を把握し、今後の普及啓発や既に住宅用火災警報器を設置している世帯に適切な維持管理の広報を行うため、4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの間に無作為抽出して住宅防火訪問を実施します。

また、住宅用火災警報器を取り付けることが困難な世帯を対象として、消防職員が直接住民のみなさまのお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

詳細は下記の二次元コードをご覧ください。

▼**問合せ** 西春日井広域事務組合消防本部予防課

☎22・4924



寄附御礼

・一般寄附金 金10万円
寄附者 名古屋城北ロータリークラブ様

・絵本6冊
児童館3館、放課後児童クラブ3か所への寄附
寄附者 匿名